様式第１号（第７条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年　　月　　日

五　條　市　長　　殿

申請者氏名

　下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を五條市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第７条第１号の規定により申請します。

①氏　名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年　　月　　日生
（個　人　番　号）			（　　歳）
②住　所・電話番号	（〒　　－　　）	電話　－　－	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日 （受講開始日）		
⑥所要費用（予定）	入学料　　円、受講料　　円　合計額　　円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格等の有無	受講開始日現在において 雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が	ある・ない	
	過去に雇用保険制度の教育訓練給付を受けたことが	ある・ない	
	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが	ある・ない	
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが	ある・ない	
（備考）			

（注意）

1　支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）

2　この申請書と任せて、次の書類を添付してください。
①当該母子家庭の母（父子家庭の父）及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
②母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類
③法第６条第１項第３号又は同条第２項第３号に該当する旨の証明の写し（配偶者からの暴力を受けた被害者である場合）
④自立支援教育訓練給付金にかかる個人番号提供書（様式第７号）
⑤同意書（様式第８号）
⑥当該母子家庭の母等及びその児童の個人番号カードの写し等

3　支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の６割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は２０万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に４０万円を乗じた額ですが、限度額は１６０万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

4　指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。

5　所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

6　受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の中途でやめた場合は、五條市にその旨を報告してください。

7　自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。